

お知らせ
**法人土地・建物基本
 調査のお知らせ**

本年7～9月、無作為抽出による全国約49万法人を対象に、「平成25年法人土地・建物基本調査」が実施されます。

この調査は法人の土地や建物の所有・利用状況などを調べるもので、統計法に基づく統計調査として、回答の義務と共に秘密の保護にも厳格な義務が課せられ、回答内容は統計作成以外の目的に利用されることはありません。

結果は統計資料として、土地に関する諸施策の基礎資料や研究機関・企業などでも幅広く活用されています。

調査対象法人の皆さんには、7月から調査票が郵送されますので、ご回答の上9月13日までに返送をお願いします。

(土地・建物を所有していない場合でもその旨をご回答ください。) インターネットによる回答も可能です。

■問い合わせ
 高知県用地対策課
 ☎823-9817

お知らせ
**住宅地などにおける農薬の
 使用にご注意ください**

農薬は、飛散することによって人や動物に危害を及ぼす恐れがあります。特に、住宅地及び住宅地周辺での農薬使用については、次の事項を守るようにしてください。(家庭菜園や花壇などへの農薬使用も同様に注意してください。)

◇農薬の使用に際しては、誘殺、防虫網の設置、除草などによりできるだけ農薬を使わない方法を検討してください。やむを得ず散布する場合は、最小限の範囲に留めるようにし、病害虫の発生や被害の状況に応じた適切な防除を行うようにしてください。

◇農薬取締法に基づいて登録された農薬で、ラベルに記載されている使用方法及び使用上の注意事項を守って使用してください。

◇薬剤などの飛散が少ない形状の農薬を使用したり、液体で散布する場合でも、できるだけ飛散を少なくするよう努めてください。

◇農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や

時間帯を選び、風向き、ノズルの向きなどに注意して行ってください。

◇農薬を散布する場合は、事前に近隣の住民への周知に努めてください。特に学校や通学路などがある場合は、子どもの通行時間帯を避けるなど健康被害の防止に努めてください。

■問い合わせ
 産業経済課
 ☎893-1115



お知らせ
**仁淀川下流衛生事務所
 組合から、し尿収集の
 休日についてのお知らせ**

8月15日(木)、16日(金)は、組合許可業者の夏季休暇(盆休み)のため、し尿の収集を休ませていただきますので、ご注意ください。

なお、汲み取りにつきましては、事前に指定業者にご連絡をお願いします。

■問い合わせ
 仁淀川下流衛生事務所
 ☎852-0783

お知らせ
**ご注意ください!!
 健康食品の送りつけ商法!**

ある日突然、「注文を受け

た健康食品ができたので送る。」という電話がかかり、頼んだ覚えがないのに代引きで品物が送りつけられた・・・という相談が急増しています。電話口で「注文していない。」と言っても、「記録が残っている。」と脅かされたり、「3回分注文しているが、1回分の代金を払えばあとはキャンセルできる。」などと言われて、仕方なく高額な代金を支払ったという内容です。

注文した覚えのない健康食品を「送る。」と言われたら、きっぱり断りましょう。承諾していないのに品物が送りつけられた時は、代金支払い義務はなく、受け取る必要もありません。受け取り拒否をする際は、念のため送り主の名前と住所、電話番号を控えましょう。

■問い合わせ
 高知県立消費生活センター
 ☎824-0999

品質商法の被害に遭ったとき、何ができる?多重債務はどう解決する?「自立した消費者」となるために必要な法律や経済の知識を各分野のスペシャリストに学ぶ!

県内に居住する方
 ▼日時
 8月30日(金)～9月5日(木)
 ※詳細はお問い合わせください。

▼場所
 高知短期大学
 ▼申込書配布場所
 高知県立消費生活センター、高知短期大学、高知県庁県民室、高知県立消費生活センターのホームページからダウンロード

▼申込締切
 8月23日(金) 必着
 ▼申込・問い合わせ
 高知県立消費生活センター
 ☎824-0999
 (受付:土曜日を除く
 9時～16時45分)

■問い合わせ
 高知県立消費生活センター
 ☎824-0999

■問い合わせ
 産業経済課
 ☎893-1115

健康食品の送りつけ商法! 高知短期大学×高知県立消費生活センター連携「消費生活講座」受講者募集

高知短期大学×高知県立消費生活センター連携「消費生活講座」受講者募集

高知短期大学×高知県立消費生活センター連携「消費生活講座」受講者募集

講座 教室

カシノイ消費者になろう!
 高知短期大学×高知県立消費生活センター連携「消費生活講座」受講者募集